

私貿易を目的とする變態的の外交事情を鮮明にし、それに參與した商人階級の擡頭に及んで新らしい時代への推移を示してゐる。『應永外寇の真相』に於て著者の優れた考證が窺はれ、これは『足利義政の政治と女性』に於ても感ぜられる所である。第五編の中京都、大阪等の發達は社會研究の最も重要な部分の問題として注意さるべく、古代より近世に亙る港灣の發達研究は交通、商業、軍事上の重要な問題の解決の方向を示してゐる。第六編史料研究には『北野社記録』『青森岩手兩縣の資料』『福井縣の資料』の如き著者自身の探訪に係るもの、『島根縣史』の如き一地方史に對する懇切なる批評『東京帝國大學圖書館の思ひ出』の如き興味ある讀物が收められてゐる。此等は限られた紙數の下で印象の一部を書きつゝつたにすぎない。斯様な一文が本書の價値を損ふものなる事を恐れつゝも敢てするは、著者八年に亙る業績の成果たる大著の出版された事について人々を喜びを共にせんが爲めである。(菊判一三三八頁、索引七一頁、定價九、五〇 岩波書店發行)〔藤〕

● 日本上代史研究

文學博士 津田左右吉著

第一篇、應神朝以後の記紀の記載、第二篇、古語拾遺の研究、第三篇上代の部の研究、以上三篇より成る。第二第三兩篇については既に本誌上に紹介するところがあつたから第一篇について少しくその所論を辿つて見ようそれは著者の舊著「古事記及び日本書記の研究」の續編をなすものであり、その第一章に於て古事記に見える應神朝以後の種々の物語を檢討し第二章に於てそれに對應すべき部分の書紀の記載を批判し、次いで第三第四章に於て武烈紀以下天智紀迄の記載を解釋し第五章に於て書紀の編述の經過とその史料としての意義及價値を論じて居る。

著者が書紀を見るところは第一にそれが編纂物であるとするこゝであつた。従つていかにしてそれが編纂せられたかを考へ、書紀の記載事項を分類してその有り得べき事有り得べからざるを區別し、應神紀以後の記事も事

實らしからざるもの多きを指摘し、その大部分は編者の作爲に附會に出づるを臆断して居る。その著しきものは聖徳太子の憲法十七條を律令及國史の制定編纂を企てつゝありし時代の政府の何人か、儒臣に命じ名を聖者に傳へらるゝ太子に託してかゝる訓誡を作らしめ官僚の規準としたものであらうといふが如きはそれであり、書紀の編纂が長年月を要したのはかゝる記事を造作する必要ありし爲にして居る。そして全卷を蔽ふ支那思想の中に、なほ日本人的思想感情を發露せしめそこに一種の風格を生氣を生ずるに至つた。記紀の相違は前者が比較的前の思想を後者が後の時代のそれを示す點にあり、結んで居る。著者の學風がいかなるものであるかは人のよく知るところ、その着眼の奇警にして批判の鋭きことは云ふを俟たない。只我々の恐るゝところは我々の合理的要求に一致しない點があればそれを直に作爲し専らその立場に於て史料を批判するといふ態度が果して正當であるか否かの點である。史料はもう少し尊重さるべきではないのか。法王帝説にも太子が十七條法を作りし事は

見えて居る。作爲の力をあまりに大きく見ることはあまりに社會を愚にしたものではあるまいか。(菊判六九八頁、價五、〇〇圓、東京岩波書店發行)(肥後)

● 神道の研究

河村 省三著

著者は神道の語を解して「神道とは皇室を奉戴し神祇を崇敬して明淨正直の生活を營みつゝ、日本民族永遠の生命を展開し行くところの傳統的信念である」といひ、その表現を政治、宗教、倫理、教化等の上に認め、それら各方面に於いてその發達の跡を辿るに共に、別に神道の經典ともいふべき記紀の性質を考察し、神道の特殊な表現たる神社に就いて概觀を試みる。こゝによつて神道の general survey は完結するを考へる。本書はかくの如き方針に従つて成れる所のもの。叙述は極めて簡略であるが種々な(或は時に雑多な)資料を掲げ、主なる参考書を示して讀者の一層進んだ研究に便して居る。思ふに神道を以て著者の如く解するならばそれは殆ど國史の全體、若しくは少くとも其の最も中心的な一部をなすものといひ